

民法の学び方



(平成 28 年度入学者の履修モデル。ただし、あくまでも予定であり、開講学年・学期が変わる場合がある。)

- ① 民法典は、「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」という 5 編から成り立っているが、本学では、従来、受講生の理解促進のため、民法典の編別を組み替えた科目編成を採ってきた。今年度、昼間コースでは科目の再編成を行うが、夜間主コースでは、時間割の都合上、従来の方式を維持する。
- ② まず、1 回生には「民法総則・物権総論」を置いている(法典上は「総則」及び「物権」の前半部にあたる。)。民法の学び方や予備知識を解説したうえで、民法全体に関わるルールである「総則」、物を支配する権利である「物権」に関するルールを学ぶ。
- ③ 2 回生以上には「契約法」及び「不法行為法」(いずれも隔年)を置いている(法典上は「債権」の後半部にあたる。)。前者では、他者と契約をした場合の法的効果に関するルールを学ぶ。後者では、交通事故や名誉毀損等、他者の権利利益を侵害してしまった場合の法的処理に関するルールを学ぶ。また、同じく 2 回生以上には「債権総論・担保物権法」(いずれも隔年)を置いている(法典上は「債権」の前半部及び「物権」の後半部にあたる。)。人に行為を請求する権利である債権の一般ルールや、債権の実現を確保するための担保に関するルールについて学ぶ。
- ④ 3 回生以上(相互に隔年開講)には「親族法」及び「相続法」を置いている。これらの家族関係法は身近ではあるが、財産関係と完全に切り離せるわけではないので、財産関係法につきある程度学習が進んだ段階での配当としている。
- ⑤ なお、昼間コースの科目の中には、夜間主コースとの重複履修制限にかからない科目もあるので、

各人の関心に応じて履修することは妨げられない。